# 國本社労士事務所便り WEB版

連絡先: 〒742-0034

柳井市余田1310

國本豊社会保険労務士事務所

電話: 0820-24-6886



社会福祉施設、陸上貨物運送事業における労災防止について

◇社会福祉施設&陸上貨物運送事業の労災防 止に向けた通達が発出

厚生労働省から、次の2つの通達が公表されました。

- ・社会福祉施設における労働災害防止に向けたより一層の取組について(令和2年7月28日 基安発0728第1号)
- ・陸上貨物運送事業における労働災害防止に 向けた一層の取組について(令和2年8月3 日基安発 0803 第 2 号)

通達では、令和元年の社会福祉施設における休業4日以上の死傷者数は10,045件(前年比5.2%増)と急増していることや、陸上貨物運送事業においては前年より2.8%減少したものの、平成29年度比で4.6%増加していることなどから、労働災害防止に向けて、重点的に取り組む必要があるとしています。

#### ◇労働災害の特徴

社会福祉施設では、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」と「転倒」による死傷災害が多く、特に「動作の反動・無理な動作」は、社会福祉施設における死傷災害の約3割をしめ、他業種と比較しても災害件数が多い傾向にあります。また、施設利用者の送迎時の交通事故も社会福祉施設での特有の事故です。

陸上貨物運送事業における労働災害については、荷役作業時における労働災害が全体の約7割を占めており、荷役作業時の労働災害で

は特に荷台からの転落が多く、うちトラック荷台 等への昇降時に発生するものがその約4割を占 めています。

◇労働災害防止対策で活用したいリーフレット や資料

通達では、社会福祉施設、陸上貨物運送事業の労災の特徴を踏まえ、次の資料等を利用し、関係者団体に対して、積極的な周知・指導に取り組むようにとしています。

#### 【社会福祉施設】

・「職場の危険の見える化(小売業、飲食業、社会福祉施設)実践マニュアル」

労働災害防止対策の有効なツールの1つとして「職場の危険の見える化」がありますが、本マニュアルでは、例えば、介助の伴う「腰痛予防や」「転倒予防」の見える化の例として、福祉用具(機器・道具)を活用した腰痛予防や、施設利用者の送迎時の交通事故防止のための交通ヒヤリマップの作成など、イラスト入りでわかりやすく紹介されています。その他、「職場における腰痛予防対策指針」や「エイジフレンドリー補助金」「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」なども紹介されています。

### 【陸上貨物運送事業】

・「陸上貨物運送事業におけるトラック荷台から の転落を防ぐために 荷台昇降設備・装備は ありますか?」(リーフレット)

トラック荷台への昇降時の労働災害を防ぐための最新の安全対策とともに、転落防止に役立

つチェックポイントが紹介されています。また、 「労働災害が増えています。荷物の積み降ろし を安全に」(リーフレット)では、荷役作業時の死 亡災害にみる災害パターン別の原因と対策が紹 介され、参考になります。

コロナ問題影響下における人材派遣をめぐる最新動向

◇新型コロナウイルス感染症に起因する非正規 雇用への影響

厚生労働省によれば、7月31日集計分の解雇等見込み労働者数のうち非正規雇用労働者数(パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等)は16,342人です。5月25日の集計分2,366人と比較すると約7倍で、13,976人増加しています。

非正規雇用労働者以外の解雇等見込み労働者数が、7月31日集計分41,391人、5月25日集計分16,723人で24,668人増と約2.5倍であるのに比べると、割合としては非正規雇用労働者のほうが増えています。

◇厚生労働省も派遣労働者の雇止め問題を注 視

リーマンショック時の派遣労働者の雇止め問題を受け、厚生労働省ではコロナ問題発生後、労使団体や派遣業界に対して雇用維持を図るよう、度々要請しています。

7月31日の加藤厚生労働大臣の記者会見では、派遣契約更新の多かった6月末時点では派遣契約の継続や新たな派遣先確保により、基本的に維持ができているという認識が示されました。

一方、9月の更新時期を迎えるにあたっては、 都道府県労働局において、雇止め等があれば、 雇用安定措置の適切な履行あるいは雇用調整 助成金の活用による雇用維持等、必要な指導を 徹底的に行いたいとしています。すでに、各労働 局に対して雇用維持に係る要請をさらに徹底し ていくよう指示を行い、製造系派遣を行う派遣元 に対しては、中途解除等の状況把握および雇用 安定措置等に係る指導監督を集中的に実施するよう、指示したとのことです。

◇ 令和3年度の同種業務に従事する一般労働 者の賃金額の公表時期は延期

企業規模にかかわらず、派遣労働者については、今年4月1日よりいわゆる同一労働同一賃 金が求められています。

派遣労働者の待遇決定にあたり、労使協定 方式を採用している場合、派遣元は派遣労働者 の待遇を「同種の業務に従事する一般労働者の 賃金」(以下、「一般労働者の賃金水準」という) と同等以上になるように、労使協定で定めること となります。

この一般労働者の賃金水準は、前年または 前年度の統計調査等を活用し、毎年6~7月に 示すことされていますが、7月29日、令和3年 度分の公表を延期し、秋を目途に公表予定であ ることが明らかにされました。延期理由には、コ ロナ問題による雇用・経済への影響の先行き不 透明を挙げています。

令和3年度に向けた派遣元と派遣先との契約交 渉は本年末頃から開始されるとみられますが、 今後の動向に注意しておく必要があります。

## 当事務所よりひと言

今月号では、社会福祉施設、運送業災害 防止について書きましたが、業種を問わず 災害防止活動は大事です。

安全安心な職場環境作りが、働く方への 安心感につながり、それが業務能率向上や 会社の業績向上に結びつくのだと思います。